

第28号 令和7年4月1日

水道により



群馬東部水道企業団

発行 群馬東部水道企業団 太田市浜町11-28 ☎0276-45-2731 <https://www.gtsk.or.jp>





水質検査で「安心」をお届け

企業団では、安心して水道水を利用していただくために、水道法などにに基づき、水質検査を実施しています。
検査結果は、基準を満たしているので安心してお飲みいただけます。

●水質検査って何をしているの？

毎日検査

- 色、濁り、残留塩素の3項目

水質基準項目検査

- 細菌、有機物、カドミウム、水銀など51項目

その他の検査

- 水質管理目標設定項目の27項目
- 放射性物質
- クリプトスポリジウムなどの原虫類 など

配水管末端の給水栓の水道水、すべての浄水場の原水*1や浄水*2で検査を実施しています。



▲PFOS・PFOAなどの検査

●PFOS・PFOAってなに？

有機フッ素化合物(PFAS)の一種です。
さまざまな産業で利用されてきた化学物質ですが、環境中での残留性や健康被害の懸念から、国際的に規制が進んでいます。

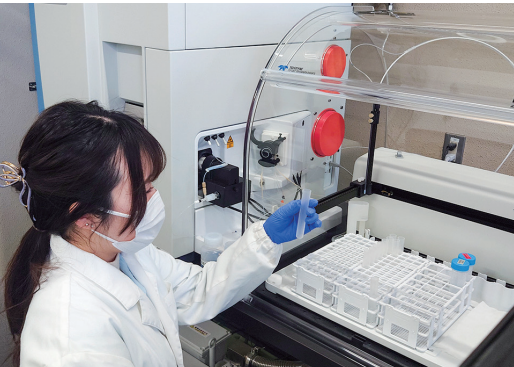
企業団では令和2年から年に2回、すべての浄水場の原水*1でPFOS・PFOAを検査しています。

これまでの結果では、国の目標値*3を十分に下回っています。
令和8年4月から、水質基準項目になります。

- *1 原水とは、川の水や地下水です。
- *2 浄水とは、浄水場から配水される前の水道水。
- *3 PFOS・PFOAの合計値が50ng/ℓ以下



水質検査の結果はこちら▶



▲カドミウムなどの重金属類の検査

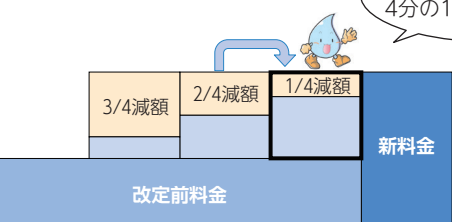


▲硬度の検査

水道料金の減額率が変わります

令和5年6月検針分から3市5町の水道料金を統一し平均で15%の料金改定を行いました。統一前の水道料金より増額になる場合、令和8年5月検針分まで毎年4分の1ずつ段階的に調整しています。

令和7年5月検針分までは、増額分の4分の2が、令和7年6月から令和8年5月検針分までは、増額分の4分の1が減額になります。



▲詳しくはこちら

地方公務員

一般事務職を
新規に募集するよ！



企業団職員募集！

受付期間：5月1日(木)から8月25日(月)

第1次試験日：9月7日(日)

募集職種：一般事務職

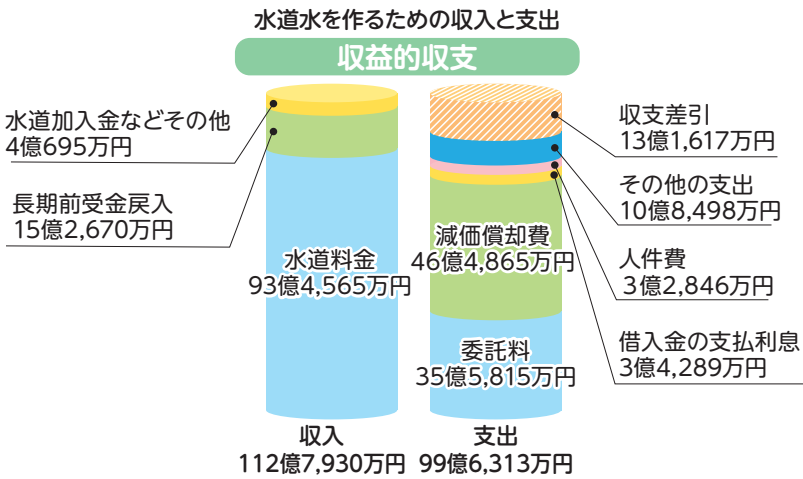
土木職・設備職(機械・電気)



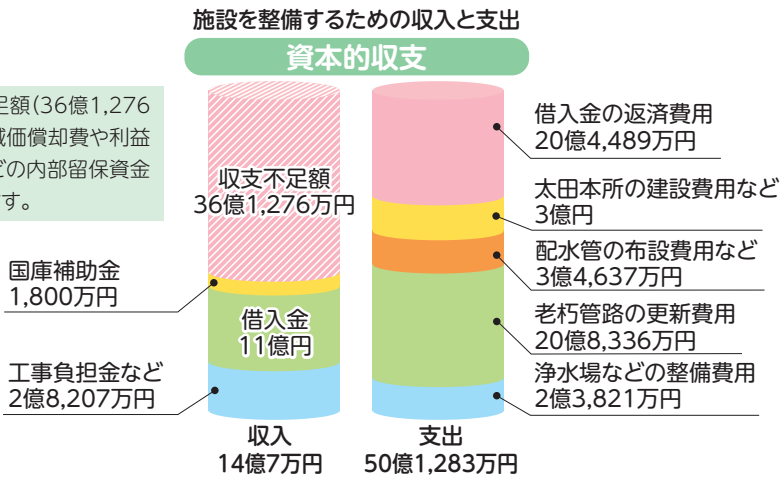
▲詳しくはこちら

令和7年度 予算の概要

水道事業は、皆さまからの水道料金で運営しています。



収支差引 (13億1,617万円) のうち税抜き純利益は10億5,775万円
※純利益は、施設を整備するために使います。



- 令和7年度の
主な工事
- 東部浄水場 揚水ポンプ井のアルカリ度計を更新する工事
 - 重要な給水施設の配水管の更新工事
 - 老朽管の更新工事 (3市5町) 約11km
 - 太田本所の建設工事



水道の使用開始・中止の届け出をお願いします

引っ越しなどにより、水道の使用開始や中止をする場合は、届け出が必要です。
太田本所・館林支所・みどり支所の窓口と電話・ファクス・インターネットで届け出ができます。

水道を使い始めるとき

- 1 住所
アパート・マンションなどの場合は、その名称と棟・部屋番号もお知らせください。
- 2 使用者の名前、電話番号
- 3 使い始める日

水道の使用をやめるとき

- 1 「水栓番号」または「お客様番号」
検針票(水道使用水量等のお知らせ)または領収書(水道料金等納入通知書兼領収証書)に記載されています。
- 2 住所、使用者の名前
- 3 使用をやめる日
- 4 転居先の住所、電話番号

インターネットで申し込みができます

水道の使用開始・中止の届け出は、24時間いつでも受け付けができるホームページからの手続きが便利です。
ホームページからの手続きは、水道の使用開始・中止の3日前(営業日)までをお願いします。



水道メーターの交換

水道メーターの有効期間が満了する前に、交換を行っています。

水道メーターの有効期間はどれくらいなの？

水道メーターの有効期間は、計量法で「8年」と定められています。

交換費用は企業団が負担するため、**お客さまに請求することはありません。**



交換期間(令和7年度)

1期目	5月21日～ 6月10日
2期目	8月21日～ 9月10日
3期目	9月21日～10月10日
4期目	10月21日～11月10日

※対象となるお客さまには交換期間、工事業者名などを記載したお知らせを郵送します。
※屋外作業ですので、お留守でも実施します。

議会情報

2月定例会【令和7年2月4日開催】

議案番号	件名	議決結果
議案第1号	令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について	可決
議案第2号	令和7年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について	可決
議案第3号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決
議案第4号	群馬東部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	可決
議案第5号	群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	可決
議案第6号	群馬東部水道企業団職員の旅費に関する条例の廃止について	可決
議案第7号	群馬東部水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について	可決

漏水調査の実施



定期的に漏水調査を実施しています。
漏水箇所の早期発見・早期修繕を行うことで、水道管が原因となる事故を未然に防ぎ、大切な水を無駄にしない効果があります。
調査箇所は、後日企業団ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ先

● 営業日・時間 ● 月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

- | | | |
|------------------|------------------|------------------|
| ● 太田本所 | ● 館林支所 | ● みどり支所 |
| 太田市浜町11-28 | 館林市広内町3-10 | みどり市笠懸町鹿288-1 |
| ☎ 0276-45-2731 | ☎ 0276-80-3201 | ☎ 0277-32-3770 |
| FAX 0276-45-2735 | FAX 0276-75-4134 | FAX 0277-32-3773 |

